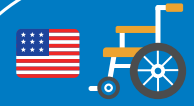


米国ドル建 軽度介護保障付終身保険〔無配当〕



米国ドル建 軽度介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)〔無配当〕



要介護1から
介護保障が準備
できます。



高まる介護リスクに 米国ドルで備える。



ご注意
ください

この保険には、**為替リスク**およびお客さまに
ご負担いただく費用があります。

詳しくは12～14ページをご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場の
変動リスク等やご契約にかかる
費用について、動画でもご確認
いただけます。



介護のとき、万一のとき、 老後を迎えたとき、 ずっと安心して暮らしていくための 備えはできていますか？

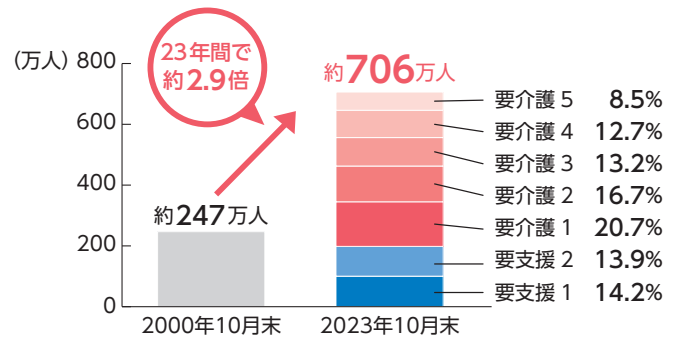


介護の問題

ずっと「健康」のままでいられるでしょうか？

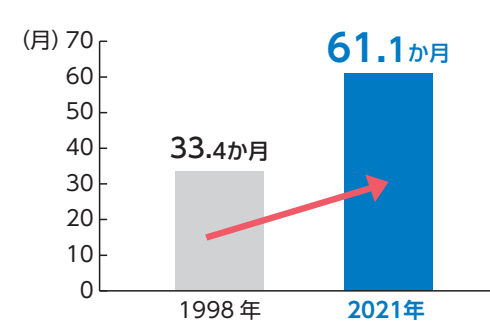
平均寿命が延びている近年、
認定者数も増加傾向にあります。
また、認定者数のうち
最も多いのは「要介護1」です。

■要介護(要支援)認定者数の推移 出典1



介護の期間は、
長期化する傾向にあります。
また、約6人に1人は、10年以上にわたって
介護を必要としています。 出典2

■介護期間の推移 出典2 出典3



介護期間の
平均は
約5年1か月

介護が必要となった場合、
初期費用はもちろん、
毎月継続して費用がかかります。

■初期の介護費用(一時的な費用の合計) 出典2

平均74万円
住宅改修費 介護用品購入費 施設入居費 など

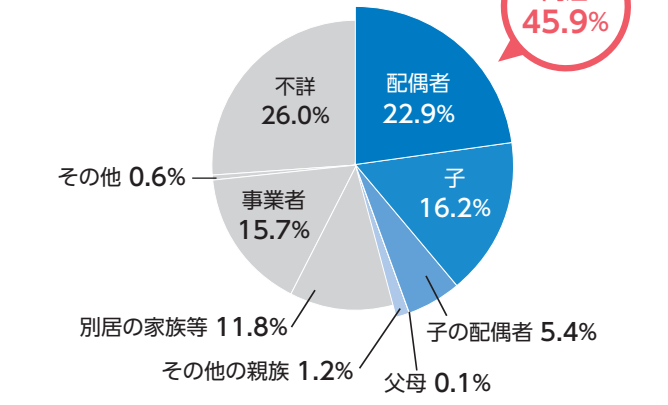
■毎月の介護費用(介護を行った場所別) 出典2

在宅 平均4.8万円 施設 平均12.2万円

※「かかった(支払った)費用はない」を0円として平均を算出
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

介護者の約半数が同居の家族であり、
要介護状態になるとご家族への負担も大きくなり
ます。介護の期間が長くなることで、
仕事を辞めざるを得ない人も
出てくるかもしれません。

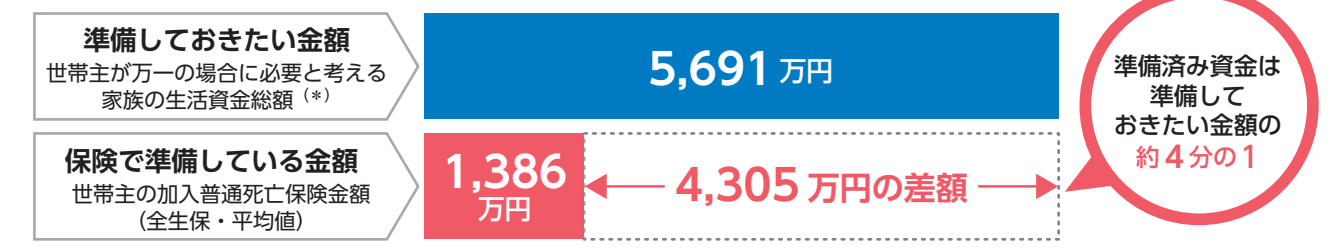
■主な介護者の状況 出典4



万一のとき

あなたはどんな準備をしていますか？ 出典2

遺されたご家族が困ることのないよう、
「まとまったお金をのこしてあげたい」ものです。



(*) サンプル毎の総額(年間必要額×必要年数)の平均値として算出

老後のために

夫婦2人がゆとりある生活を過ごすには？ 出典5

夫婦2人のゆとりある老後生活に
必要と考える費用(平均)は

毎月 約37.9万円
(内訳)
・老後の最低日常生活費(平均) 毎月 約23.2万円
・老後のゆとりのための上乗せ額(平均) 毎月 約14.8万円

※端数処理の関係で、費用の合計額と内訳を合算した金額は完全に一致しません。

■老後のゆとりのための上乗せ額の使途 (複数回答・上位4項目)

1位 旅行やレジャー	60.0%
2位 日常生活費の充実	48.6%
3位 趣味や教養	48.3%
4位 身内とのつきあい	46.2%

- 出典1 厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報(暫定版)」をもとにジブラルタ生命で作成
- 出典2 (公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」
- 出典3 (公財)生命保険文化センター「平成19年度 生活保障に関する調査」
- 出典4 厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」
- 出典5 (公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

必要な備え
商品の特徴
商品のしくみ
お受取りについて
保険金の
払込免除について
保険料の
米国ドルについて
為替リスクについて
ご契約にかかる
費用について

要介護1から保障がある「米国ドル建」の保険です。

特徴 1

公的介護保険制度の要介護1から保障があります。

STEP1 軽度介護保険金

公的介護保険制度の要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき等に軽度介護保険金(基準保険金額×10%)をお受取りいただけます。軽度介護保険金をお受取りいただいた場合、**以後の保険料が変更(減額)**されます。

STEP2 介護保険金

公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき等に介護保険金(基準保険金額×40%)をお受取りいただけます。介護保険金をお受取りいただいた場合、**以後の保険料のお払込みが免除**されます。

▶ 詳しくは7・8ページをご覧ください。

特徴 2

死亡されたとき、または所定の高度障害状態になられたときに、死亡・高度障害保険金をお受取りいただけます。

特徴 3

保険料払込期間満了後の解約返戻金をリタイアメント・ライフに活用することも可能です。

特徴 4

特定疾病等により所定の事由に該当されたときに、保険料のお払込みが免除されます。

▶ 詳しくは10ページをご覧ください。

特徴 5

2つのプランからお選びいただけます。

基本プラン

低解約返戻金プラン

保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を低く抑えるかわりに、低廉な保険料を実現したプラン

低解約返戻金期間中の解約返戻金について

- 低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額の70%に相当する金額となります。円で受取る場合には、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額となります。

▶ 詳しくは5・6ページをご覧ください。

参考 ご理解いただきたい公的年金(遺族年金・老齢年金)についてご案内します。

遺族年金とは

万一のことがあったとき、遺されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

※遺族年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。→



老齢年金とは

リタイア後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、加入している年金の種別によって受給額が異なります。

※老齢年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。→



※2024年2月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取り扱いについては、実際にお取り扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取り扱いとなります。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

ご注意ください

この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受け**ます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

▶ 詳しくは12~14ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

必要な備え

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

保険料の払込免除について

米国ドルについて

為替リスクについて

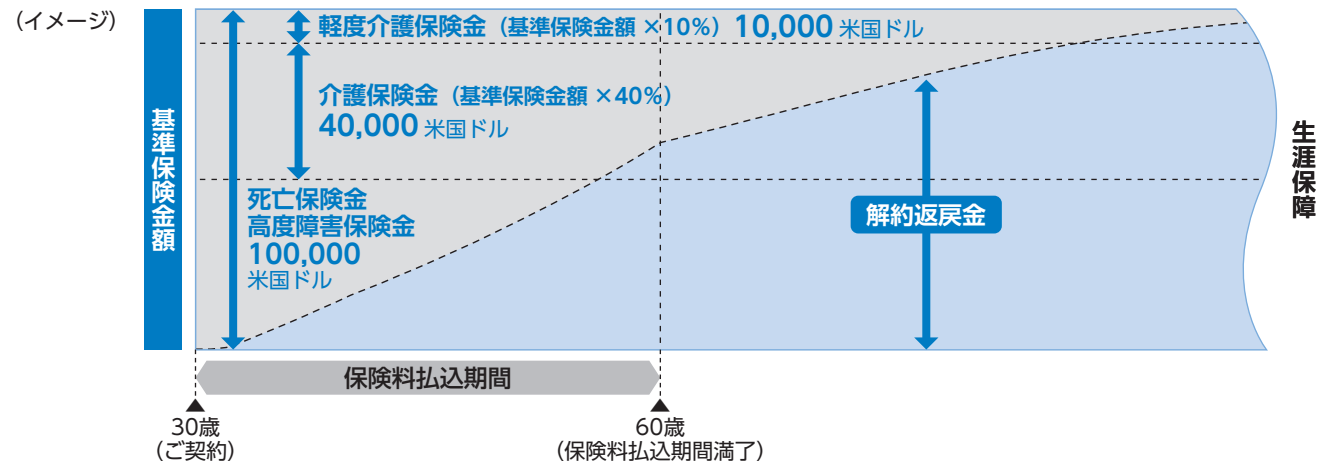
ご契約にかかる費用について

商品のしくみ

基本プラン

米国ドル建軽度介護保障付終身保険

- ご契約例**
- 契約年齢 (被保険者) : 30 歳 (男性)
 - 保険期間 : 終身
 - 保険料払込期間 : 60 歳まで
 - 死亡・高度障害保険金 (基準保険金額) : 100,000 米国ドル、介護保険金 : 40,000 米国ドル、軽度介護保険金 : 10,000 米国ドル
 - 月払保険料 (口座振替扱) : 161.60 米国ドル (1 米国ドル=100 円と仮定した場合の円換算保険料 : 16,160 円)



■ 保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表 (上記ご契約例の場合)

30歳ご契約	経過年数	年齢	死亡・高度障害保険金 米国ドル	A. 払込保険料累計 米国ドル	B. 解約返戻金 米国ドル	解約返戻率 約 (B ÷ A) %
5年	35歳	100,000	9,696	6,040	62.2	
10年	40歳	100,000	19,392	16,000	82.5	
15年	45歳	100,000	29,088	25,460	87.5	
20年	50歳	100,000	38,784	35,940	92.6	
25年	55歳	100,000	48,480	47,570	98.1	
30年	60歳	100,000	58,176	60,780	104.4	
35年	65歳	100,000	58,176	66,540	114.3	
40年	70歳	100,000	58,176	72,400	124.4	
45年	75歳	100,000	58,176	78,250	134.5	
50年	80歳	100,000	58,176	83,750	143.9	
55年	85歳	100,000	58,176	88,440	152.0	
60年	90歳	100,000	58,176	92,130	158.3	

※ 経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
 ※ 払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。

※ 実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

保険料について

この保険の保険料は、ご契約時における予定利率 (2024年3月1日時点で年2.75%) およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて計算しています。
 予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に適用される予定利率はいわゆる利回りとは異なります。

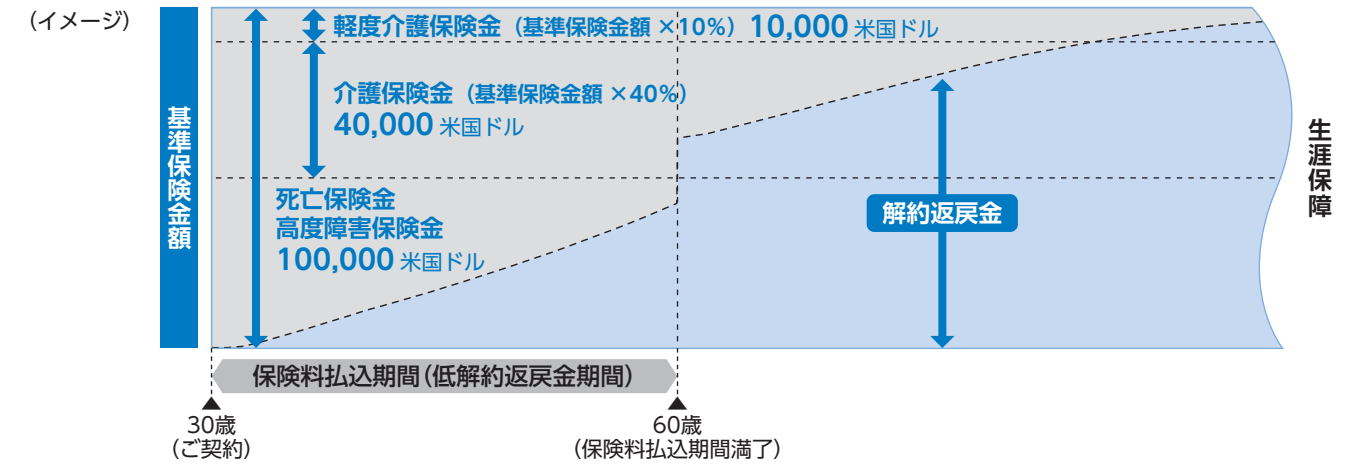
基準保険金額とは

死亡保険金・高度障害保険金・軽度介護保険金・介護保険金のお受取額を計算するための基準となる金額をいいます。

低解約返戻金プラン

米国ドル建軽度介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)

- ご契約例**
- 契約年齢 (被保険者) : 30 歳 (男性)
 - 保険期間 : 終身
 - 保険料払込期間 : 60 歳まで
 - 死亡・高度障害保険金 (基準保険金額) : 100,000 米国ドル、介護保険金 : 40,000 米国ドル、軽度介護保険金 : 10,000 米国ドル
 - 月払保険料 (口座振替扱) : 151.50 米国ドル (1 米国ドル=100 円と仮定した場合の円換算保険料 : 15,150 円)



■ 保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表 (上記ご契約例の場合)

30歳ご契約	経過年数	年齢	死亡・高度障害保険金 米国ドル	A. 払込保険料累計 米国ドル	B. 解約返戻金 米国ドル	解約返戻率 約 (B ÷ A) %
5年	35歳	100,000	9,090	4,230*	46.5	
10年	40歳	100,000	18,180	11,200*	61.6	
15年	45歳	100,000	27,270	17,820*	65.3	
20年	50歳	100,000	36,360	25,160*	69.1	
25年	55歳	100,000	45,450	33,300*	73.2	
30年	60歳	100,000	54,540	42,550*	78.0	
35年	65歳	100,000	54,540	66,540	122.0	
40年	70歳	100,000	54,540	72,400	132.7	
45年	75歳	100,000	54,540	78,250	143.4	
50年	80歳	100,000	54,540	83,750	153.5	
55年	85歳	100,000	54,540	88,440	162.1	
60年	90歳	100,000	54,540	92,130	168.9	

※ 経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
 ※ 払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。
 ※ 表中のBの項目に「*」印が表示されている場合は、低解約返戻金期間中 (低解約返戻金割合70%) の解約返戻金額を表示しています。

※ 低解約返戻金期間満了直後の契約応当日における解約返戻金額は、60,780 米国ドルです。
 ※ 実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

ご一読ください

- 死亡保険金・高度障害保険金・軽度介護保険金・介護保険金は重複してお支払いしません。
- 軽度介護保険金または介護保険金をお受取りいただくと、お受取りいただいた軽度介護保険金または介護保険金に対する保障は消滅します。
- 軽度介護保険金または介護保険金をお受取りいただいた場合でも、基準保険金額は減額されません。

- 軽度介護保険金のお受取り前に介護保険金のお支払事由に該当した場合は、軽度介護保険金と介護保険金の両方をお受取りいただけます。
- 軽度介護保険金をお受取りいただいた場合、以後の保険料が変更 (減額) されます。
- 介護保険金をお受取りいただいた場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。

必要な備え

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

払込免除について

米国ドルについて

為替リスクについて

ご契約にかかる費用について

軽度介護保険金・介護保険金のお受取りに ついて

次のお支払事由に該当された場合、軽度介護保険金・介護保険金をお受取りいただけます。

軽度介護保険金	介護保険金
<p>次のいずれかに該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公的介護保険制度の要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ● 被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、ジブラルタ生命所定の軽度以上の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき 	<p>次のいずれかに該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ● 被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、ジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
<p>軽度介護保険金をお受取りいただいた場合、 以後の保険料が変更（減額）されます。</p>	<p>介護保険金をお受取りいただいた場合、 以後の保険料のお払込みが免除されます。</p>

■ ジブラルタ生命所定の軽度以上の要介護状態・要介護状態とは…

- ジブラルタ生命所定の軽度以上の要介護状態 … **A・B・C** のいずれかに該当して、他人の介護を要する状態
- ジブラルタ生命所定の要介護状態 … **B** または **C** に該当して、他人の介護を要する状態

A	B	C
<p>下表①～⑥のうち 「いずれか1項目」該当する (Bに該当する場合を除く)</p>	<p>下表①②のうち 「いずれか1項目」該当する</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>下表③～⑥の合計が 「3ポイント以上」になる</p>	<p>「器質性認知症^(※1)」と診断確定され、 「意識障害^(※2)」のない状態において 「見当識障害^(※2)」がある</p> <p>(※1) 脳内に後天的におこった器質的な病変 あるいは損傷により、正常に成熟した脳 が破壊され、機能が低下した状態 例：アルツハイマー病の認知症、 レヴィ小体型認知症など</p> <p>(※2) 時間・場所・人物のいずれかの認識が できない状態</p>

項目	全部介助の状態	一部介助の状態
<p>① 歩行</p> <p>立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。</p>	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの状態に該当 <ul style="list-style-type: none"> ● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。 	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの状態に該当 <ul style="list-style-type: none"> ● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
<p>② 寝返り</p> <p>身体の上に布団などをかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。</p>	<input type="checkbox"/> 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	<input type="checkbox"/> ベッド柵などの何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
<p>③ 入浴</p> <p>浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。</p>	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの状態に該当 <ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフトなどの機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。 	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの状態に該当 <ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
<p>④ 排せつ</p> <p>排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。</p>	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの状態に該当 <ul style="list-style-type: none"> ● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。 	<input type="checkbox"/> 排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
<p>⑤ 食事の摂取</p> <p>眼前に用意された食べ物を食べるかどうか。</p>	<input type="checkbox"/> 介助がなければ1人ではまったくできない。	<input type="checkbox"/> 食器や食物などを工夫しても、介助がなければ困難。(小さく切る、ほぐすなどの介助を含む)
<p>⑥ 衣服の着脱</p> <p>眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。</p>	<input type="checkbox"/> 介助がなければ1人ではまったくできない。	<input type="checkbox"/> 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。



※同一項目で「全部介助の状態」と「一部介助の状態」の両方を加算することはできません。
※計算のためのポイント数等はお客様ご自身でご記入ください。

※ジブラルタ生命は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

■ 公的介護保険制度の要介護1以上の状態とは…

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

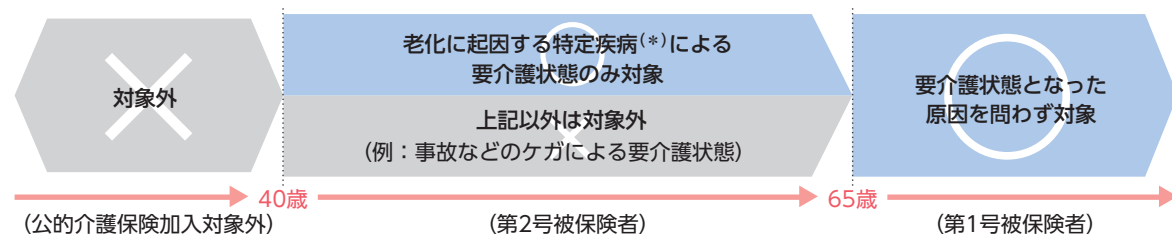
「公的介護保険制度の要介護1以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める、要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

要介護度	要介護度別の身体状態の目安(例)
要支援1	食事や排せつなどはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
要支援2	食事や排せつなどはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護1	この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護2	食事や排せつに何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護3	食事や排せつに一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	食事にとどき介助が必要で、排せつ、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	食事や排せつがひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典 (公財) 生命保険文化センター「定年Go!」(2023年4月改訂版) をもとにジブラルタ生命で作成

参考 公的介護保険制度の給付対象

公的介護保険の給付を受けられるのは40歳からで、40～64歳の場合は、給付対象が限定されています。



(*) 介護保険法施行令第2条に規定する特定疾病(例：関節リウマチ、脳血管疾患、骨折を伴う骨粗しょう症)

※上記は2024年2月現在の公的介護保険制度に基づき概略を説明しています。
公的介護保険の保障内容については、お住まいの市区町村にご確認ください。

必要な備え

商品の特徴

商品のしくみ

お支払い(保険金)

払込免除について

米ドルについて

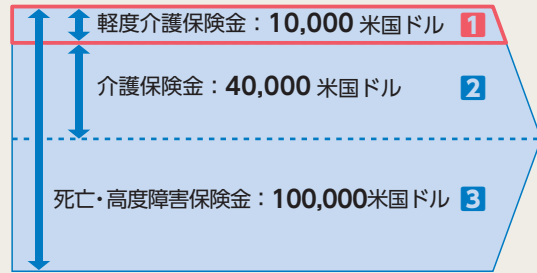
為替リスクについて

ご契約にかかる費用について

事例1

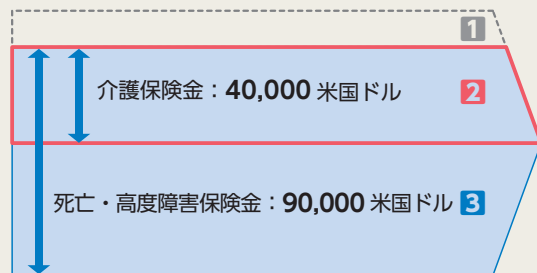
① 要介護1に認定 (軽度介護保険金の支払事由に該当)

- 軽度介護保険金 **10,000 米国ドル (1)** をお受取り
- 以後の **保険料が変更 (減額)**



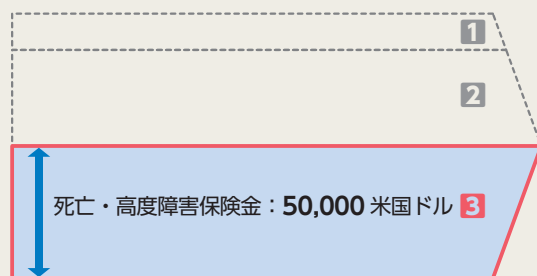
② 要介護2に認定 (介護保険金の支払事由に該当)

- 介護保険金 **40,000 米国ドル (2)** をお受取り
- 以後の **保険料のお払込みが免除**



③ 死亡 (死亡保険金の支払事由に該当)

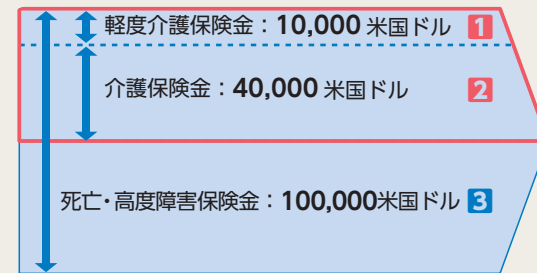
- 死亡保険金 **50,000 米国ドル (3)** をお受取り



事例2

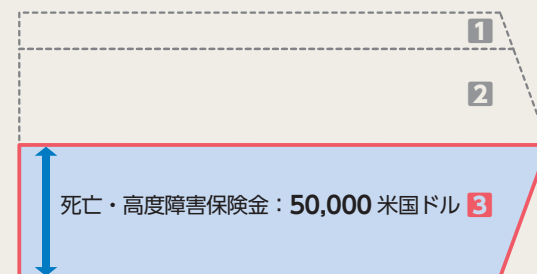
① 要介護2に認定 (軽度介護保険金・介護保険金の 支払事由に該当)

- 軽度介護保険金 **10,000 米国ドル (1)** と
介護保険金 **40,000 米国ドル (2)** をお受取り
- 以後の **保険料のお払込みが免除**



② 死亡 (死亡保険金の支払事由に該当)

- 死亡保険金 **50,000 米国ドル (3)** をお受取り



✓ 軽度介護保険金、介護保険金は
非課税扱です

※軽度介護保険金、介護保険金は、被保険者が受取人となる場合、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年2月現在。将来変更になる可能性があります。)

保険料の払込免除について

次のいずれかに該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。

- 介護保険金をお受取りいただいたとき
※軽度介護保険金のみお受取りいただいた場合、保険料の払込免除となりません。
- 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の身体障害状態に該当したとき
- 被保険者が特定疾病(がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中)により、下記いずれかに該当したとき

がん(悪性新生物)	急性心筋梗塞	脳卒中
がんの責任開始期以後、初めてがん(悪性新生物)にかかったと医師によって診断確定されたとき (がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。)	<次のいずれかに該当された場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき	<次のいずれかに該当された場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき
[対象] 悪性新生物(上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚癌は対象外)	[対象] 急性心筋梗塞(狭心症などは対象外)	[対象] くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞

※癌の進行度を示す指標(*1)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、保険料の払込免除の対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、保険料の払込免除の対象ではありません。

(*1) 癌の進行度を示す指標: 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

さらに

特約を付加することで、介護の備えをより手厚くすることができます。

■ 介護前払特約(介護保険金支払後給付型)

より重度な要介護状態(公的介護保険制度の要介護4または5)になられた場合、軽度介護保険金・介護保険金お受取り後の死亡保険金の一部を **介護年金** として前払いします。

※「保険料払込期間満了後」かつ「被保険者の年齢が満65歳以上」の場合にお受取りいただけます。

■ 介護保険金割増年金支払特約

介護保険金の全部または一部を通常の年金よりも **割増された介護年金(*2)** としてお受取りいただけます。

(*2) 保証金額付介護終身年金または保証期間付介護終身年金をご選択いただけます。

※軽度介護保険金は、対象となりません。

※介護年金は、円のみのお受取りとなります。

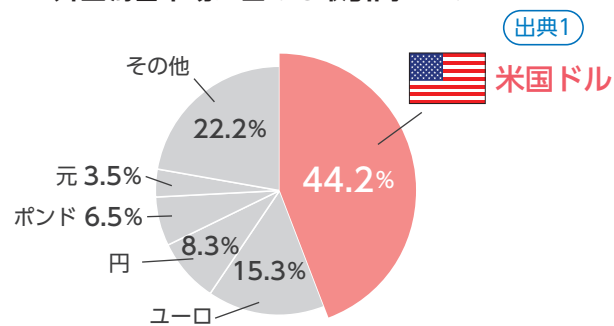
※年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上の場合にお受取りいただけます。

※割増部分は年金開始日における基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づいて算出されるため、性別・年齢等により金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。

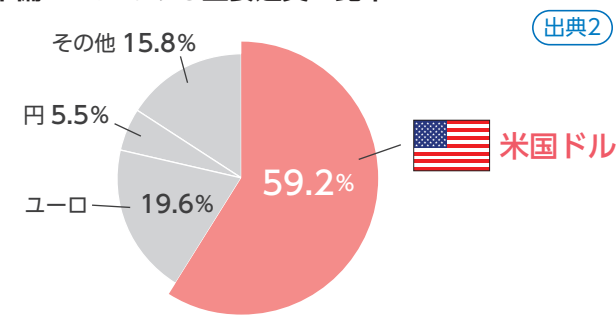
なぜ米国ドルなのか？

■ 米国ドルは、為替市場でも多くの流通量があります。

● 外国為替市場に占める取引高シェア (2022年)



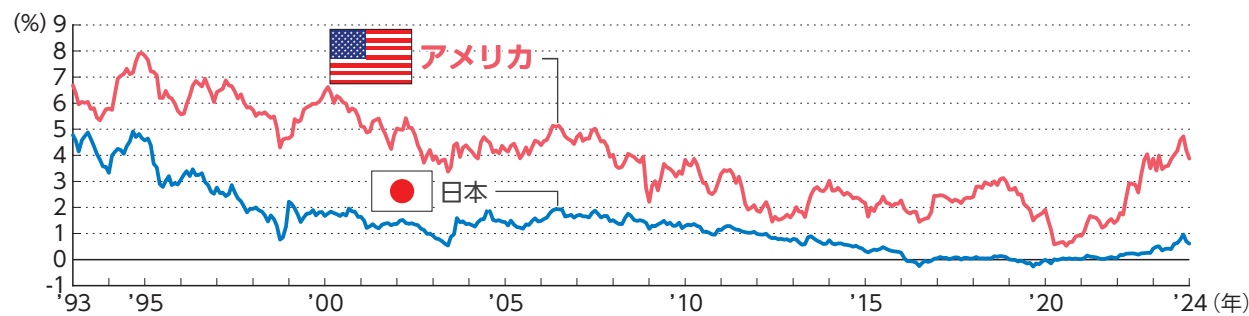
● 外貨準備 (*) における主要通貨の比率 (2023年12月末時点)



(*) 外貨準備とは、通貨当局 (財務省、中央銀行) が、為替介入の際に使用したり、他国に対する外貨建債務の返済などが困難になった場合に使用する等の目的で保有する外貨準備資金のことをいいます。日本では財務省と日本銀行が外貨準備を保有しています。

■ 米国ドルを通貨とするアメリカの長期金利は、日本よりも相対的に高い水準で推移しています。

● 日米の10年国債利回り推移 (出典3)



参考 米国ドルの為替レートの推移 (出典3)



※上記は1993年1月～2024年1月の月初 (1日) の利回り・為替レートをもとに作成しています。
 ※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回り・為替相場を保証または示唆するものではありません。

動画で学ぶ 外貨のちしき

資産形成の手段として、外貨を活用してみませんか

資産形成の手段として外貨を活用することには、どのようなメリットがあるのでしょうか？
 じょうずに資産をまもり、育てて行くために、外貨を保有するメリットについて、動画で
 わかりやすく解説します。

動画を
見る



出典1 (公財) 国際通貨研究所「国際通貨研レポート 2022年BIS世界外国為替市場調査について 第5図：世界の外国為替市場の上位39通貨による取引額内訳とシェア (2022年)」

出典2 IMF「Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves (COFER) 2023年12月末時点」をもとにジブラルタ生命で作成

出典3 Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成

必ずご一読ください

為替リスクについて (「円」でお取扱いする際の注意事項)

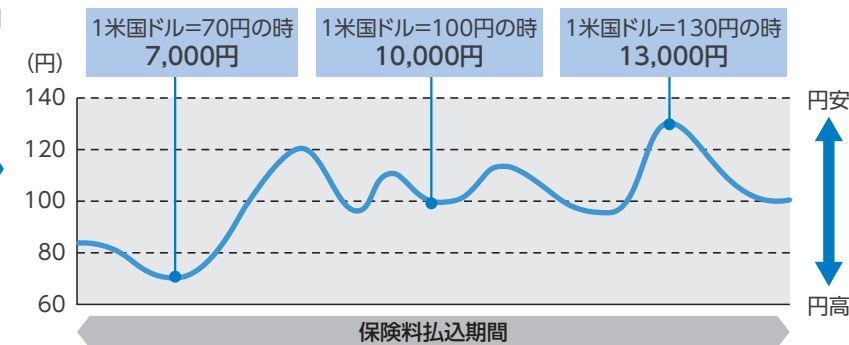
この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等 (米国ドル) を円に換算した場合の金額が、お申込みいただいた保険料総額 (円) を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で保険料等をお申込みいただく場合の為替レートと円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお申込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 「円」でお申込みいただく保険料は、毎回変動 (増減) します。

(円換算払込特約)
 ※円換算払込特約は、あらかじめ付加されています。

例) 毎月の払込保険料
100 米国ドル



※為替レートの変動を表すイメージ図です。

2 「円」で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合、お受取金額は変動します。

(円換算支払特約)

例) 保険金額
100,000 米国ドル

円高	1米国ドル = 70円の時	7,000,000円
円安	1米国ドル = 100円の時	10,000,000円
	1米国ドル = 130円の時	13,000,000円

3 「円」でお受取りいただく介護年金の年金基金は、円換算して設定されるため変動します。

(介護保険金割増年金支払特約)

4 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は変動します。

(円換算貸付特約)

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

必要な備え

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

保険金の
払込免除について

米国ドルについて

為替リスクについて

ご契約にかかる
費用について

必ずご確認ください

ご契約にかかる費用について

■保険関係費用

お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

■外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】
ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円^{(*)1} / 1米ドル)が含まれています。

【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】
ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円^{(*)1} / 1米ドル)が含まれています。

【米ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】
お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

■保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^{(*)1}を年金支払日の年金原資から控除します。
※保険金等の支払方法の選択に関する特約および介護保険金割増年金支払特約によるお取扱い

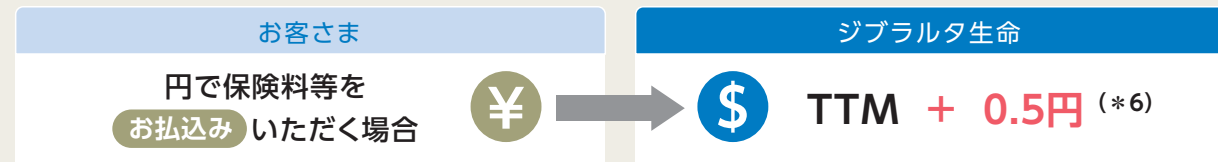
「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」の場合は、以下の費用もかかります。

■解約(減額)の際にご負担いただく費用
契約日から経過10年未満で解約(減額)された場合、解約(減額)する日の責任準備金額から経過年数に応じた所定の金額(解約控除^{(*)2})をご負担いただきます。

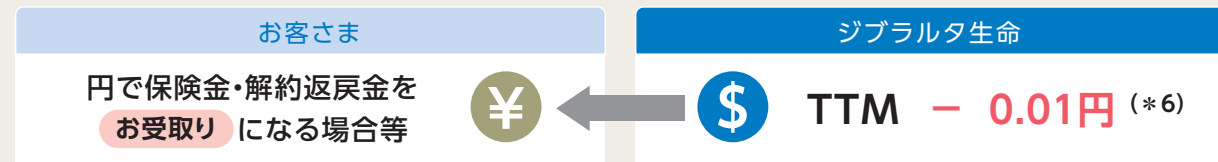
(*)1 2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。
(*)2 解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法<回数>・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載できません。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM^{(*)3}を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTS^{(*)4}を上回ることはありません。



※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTB^{(*)5}を下回ることはありません。

(*)3 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)
(*)4 一般的にお客さまが円を米ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)
(*)5 一般的にお客さまが米ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)
(*)6 2024年3月1日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対象	換算基準日	適用する為替レート
1 円換算払込特約	第1回保険料	保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レート
	第2回以後の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日	
	前納保険料 ^{(*)7}	ジブラルタ生命受領日(着金日)	
2 円換算支払特約	死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金	所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	介護前払特約による介護年金		
	リビング・ニーズ特約による保険金		
	死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金		
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払	据置期間満了前 据置期間満了時	
3 介護保険金割増年金支払特約	年金基金に充当する介護保険金	年金支払日の前日	年金支払日の前日
4 円換算貸付特約	契約者貸付	借り入れ	所定の必要書類をジブラルタ生命の本社にて受理した日の前日
		返済	返済日の前日
	自動振替貸付の返済		

(*)7 将来の保険料の全部または一部を前もってお払込みいただくことができます(前納)。
※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット(ホームページ)	ジブラルタ生命コールセンター
<p>https://www.gib-life.co.jp/</p> <p>営業日ごとに、当日午前0時に公開します。</p>	<p>ナンバー ジブ ロック 通話料 無料</p> <p>0120-78-2269</p> <p>【受付時間】 平日 ▶ 9:00~18:00 土曜 ▶ 9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3を除く)</p>

必要な備え

商品の特長

商品のしくみ

お受取りについて

保険料の払込免除について

米ドルについて

為替リスクについて

ご契約にかかる費用について

お取扱いについて

■契約年齢範囲・保険料払込期間

保険料払込期間は、年齢または年数で設定いただけます。

契約年齢範囲 (被保険者)	保険料払込期間										
	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80 歳	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
15～45歳	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
46～50歳		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51～55歳			●	●	●	●	●	●	●	●	
56～60歳				●	●	●	●	●	●		
61～65歳					●	●	●	●			
66～69歳						●	●				

■保険料払込方法<回数>

月払・半年払・年払

■付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
- ・指定代理請求特約
- ・介護前払特約（介護保険金支払後給付型）
- ・介護保険金割増年金支払特約（*1）
- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約（*2）

（*1）法人・個人事業主契約を除き、自動的に付加されます。

（*2）ご契約時に付加することはできません。

■高額割引制度について

ご契約の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

■その他

当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※当パンフレットは主に個人契約のご説明をしています。法人契約の場合は、お取扱内容が異なることがあります。

※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年2月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

生命保険募集人 について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター **0120-78-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

Gi-A-2024-005 (YK:2027.9.30)